

会 議 録

会 議 名	第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議
日 時	平成30年8月3日（金）午後1時30分～4時30分
場 所	J Aセレサみなみビル4階会議室
出席者	<p>【有識者】 法政大学人間環境学部教授 小島委員 公益社団法人神奈川県地方自治研究センター理事・研究員 谷本委員 東京大学高齢社会総合研究機構特任講師 後藤委員</p> <p>【川崎市】 市民文化局コミュニティ推進部 阿部部長、中村担当部長 協働・連携推進課 藤井課長、金子担当係長、熊島担当係長、宮下職員 市民活動推進課 日向課長、高橋市民活動支援係長、山城職員 区政推進課 山崎課長、鈴木区調整係長 健康福祉局地域包括ケア推進室 鹿島担当課長、端坂担当課長 総務企画局都市政策部企画調整課 今村担当課長、佐藤課長補佐</p> <p>【区役所】 伊藤川崎区地域振興課長 田中幸区地域振興課長 松元中原区地域振興課長 高津区地域振興課（欠） 蔡宮前区地域振興課係長 篠原多摩区地域振興課係長 町田麻生区地域振興課長</p> <p>【委託業者】 株式会社計画技術研究所（KGK） 佐谷、宮本、阿部、土居</p>
関係者	11名
傍聴者	0名
配布資料	第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 次第 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 委員名簿 第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 席次表 資料 第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 資料集 資料1 「第2回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議」で出された意見と対応 について 資料2 町内会・自治会に関する取組の方向性 資料3 コミュニティ活動（マンションコミュニティ等）に関する方向性（案）

	<p>資料4 全市拠点（(公財)川崎市市民自治財団・(公財)かわさき市民活動センター）の今後の方向性について</p> <p>参考資料1 平成29年度町内会・自治会アンケート調査【マンション自治会・再集計表】</p> <p>参考資料2 川崎市全町内会連合会に委員推薦を依頼している審議会等状況調査</p> <p>参考資料3 平成30年度 町内会・自治会への補助金交付状況</p> <p>参考資料4 各区町内会連合会との意見交換会（主な意見）</p> <p>参考資料5 マンションコミュニティ対策について</p> <p>参考資料6 「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向けたスケジュール（案）</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 資料確認</p> <p>4 議事・意見交換</p> <p>（1）議事録の確認及び前回の論点整理と対応について（資料1）</p> <p>（2）町内会・自治会に関するコミュニティ施策について（資料2）</p> <p>（3）マンションコミュニティに関するコミュニティ施策について（資料3）</p> <p>（4）市域レベルのコミュニティ施策について（資料4）</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
会議の結果及び主な意見	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 資料確認</p> <p>4 議事・意見交換</p> <p>（1）議事録の確認及び前回の論点整理と対応について</p> <p>阿部部長 資料1につきましては、前回の振り返りということで本日は確認のみにとどめたいと思うのですが、何かお気付きの点があればご意見いただけますか。</p> <p>谷本委員 気付くというか、大変申し訳ないのですが、プラットフォームについてきちんと発言できていなかったことが1点だけあります。具体的には第4回の会議のときに議論すると思われませんが、機能の話として申し上げておかないといけないと思ったのが、前回は人の話を中心でしたが、やはり区レベルのプラットフォーム的な場であるならば、メディアを使うというか、情報の発信とか受信とか、そういったものがメディアを使ってやれるような機能や場を置いた方がいいだろうと思います。例えば、今、中原区で武蔵小杉の方に関わっていますが、イツコムさんとか、ソーシャルメディアの関係もあ</p>

ったり、あとコミュニティ FM なんかもやっているの、そういうメディアの機能が付置されるようなイメージを一つお考えいただきたいです。また詳しくは4回目のときに議論させていただければと思います。

阿部部長 他はよろしいでしょうか。今いただいたご意見につきましては、加えるという形で整理をさせていただきたいと思います。

(2) 町内会・自治会に関するコミュニティ施策について

阿部部長 議題1につきまして、資料のご説明は以上でございます。時間的には、これから30分くらい、この議題で議論をさせていただけたらと思います。

小島委員 大きな話を最初に言うと、この間みたいに頭がついていかないと行われるので、後に回した方がいいのか。それとも最初に大きな話をした方がいいのか、悩みどころです。

資料を読みましたが、根本的な問題があると思っていて、端的に言えば、これは今まできた路線をただマイナーチェンジしているだけです。その実行可能性についてどうなるかわかりません。つまり、マイナーチェンジでいけないかもしれないけれど、今はマイナーチェンジでいくしかありません、それが本当にできるかどうかわかりませんが、とりあえずやってみるしかありません、というようなことですね。つまり、コミュニティ施策の基本構想として新しいシナリオは何もないです。だから、極めて保守的。今までの政策をただ継続していくということ。でも、構造的にそれが難しくなってきたという状況の中で、それでもこれでやるしかないんですという言い方です。町内会・自治会の基本的な価値について書いていますけれど、社会の構造変動で7区の中でそれぞれ、単位町内会、自治会はいろいろな多様性があるわけですが、機能しないところがいっぱい出てきている。しかし10年後も中核的組織の一つですから、そこに向けて敗北覚悟で頑張りますと、そんな風に感じました。この政策で本当に10年後に責任を持てますかということ。シナリオとしてそういうシナリオもあるかもしれないけれども、軍国主義ではないので、自治体行政が地域社会の社会構造なんか規定しきれない。高齢化も進行していくので、どんどん時代とともに変わってしまう。だから、社会構造の変化はコントロールできずに、社会構造がどんどん変わっていく可能性があります。そのときに、従来の路線のマイナーチェンジでもって10年後に責任を持てるかということ問い直さなければいけないのが今だということ。そのシナリオもきちんと考えなければいけない。これであれば簡単な話で、今やっていることにもう少しテコ入れしましょうかという話だけです。

大きな話として、もう一つ違うシナリオに何があるのかということ考えたときに、災害の話があります。歴史的に見て、町内会・自治会がどういつきから始まったと思いますか。関東大震災です。つまり、町内会・自治会政策がそこにクローズアップされるのは、非常時です。その後、それが同じ非常時で戦争です。いったんGHQの占領で停滞してからコミュニティの解体

がありますが、伊勢湾台風、その後の阪神・淡路大震災、そして東日本大震災といった大きな時代の中で、災害が起きたときには含み資産として機能するということがあります。日本の町内会・自治会は、基本的には地域社会の基層の単位の組織を均一のもの、同じタイプに揃えてきましたが、これがずっとやってきたことです。1920年代から100年近くやってきました。町内会・自治会は、極めて同質性を持った組織を、とにかく地域社会の同じタイプの中に全部埋め込んでいくというやり方をしました。これが政治的な機能を果たしながら社会秩序の形成となり、そして、行政組織サービスの機能もそこで担うというやり方をしました。しかし、見て明らかなように、川崎市だけでも150万人都市で7区あって、小学校区の単位自治会まで含めれば極めて多様です。これを同じ土俵でもって、均一のコミュニティの基層の組織を、全部同じものを揃えて続けるということができなくなっていることは、行政自身が告白しているわけです。けれども、無理な闘いをこれからも続けますと言っている。ということは、どうしたらいいかということ、もう一つのシナリオは多様性を考えていかなければいけない。つまり、後藤先生も宮前の話をおっしゃっていました。菅の話もおっしゃいましたが、確かに小学校区とか中学校区とかの単位であれば、町内会連合会とかそういうところで、その地域のコミュニティの社会構造に即して機能しているところは、それを消す必要はなく、やればいいです。けれども、武蔵小杉も含めて、それができない、あるいはもう壊れてきているところに、均一の単位を無理やり作るだとか、無理やりカンフル剤を打ってでもやるんだというやり方が本当にできますか。やるのであれば、行政にとっても負担がかかります。あと、責任を負います。さらに7区を見ていけば、地域社会の多様性がある。今申し上げた社会システムの中で、全ての町内会・自治会を均一のコミュニティ組織で揃えるという発想ではなくて、地域社会の多様性に応じて、従来型の単位自治会をはじめとする組織が機能するところは、それを続ければいい。そこは、それが続いているそれなりのある種の理由があるわけですから。住んでいる人たちの属性とか、その地域の社会構造、環境など、いろいろなものがあって、機能しているのは何らかの必然性があることで、経路依存性でずっと続いているのです。だから、コミュニティ・ガバナンスの構造をどう再構築していくかという観点から行くと、大括りの一元的なコミュニティ組織の従来の発想から、そのシナリオは残してもいいけど、今の段階だったら違う、多元的なコミュニティ組織の構造によるコミュニティ・ガバナンスということ、川崎市の7区、そしてそれぞれの多様性に応じたものをどう構想できるかということ。今やらなければいけないということが必見です。これが基本的な大きいところ。そのときに、稗原ゆ〜ず連絡会などが、そういうところにヒントを与えていると思います。

それで、右側に行って、10年後の町内会・自治会のところですが、これは主語がわかりにくい。中核的組織の一つとしてというのは、これは今、後ろの方にも、市民自治財団とかいろいろな町内会の川崎市における体系的

な組織構造があるから、中核的組織という言葉を使わざるを得ない。そういう意味では分かりますが、実態とあまりにもずれています。10年後の町内会・自治会の中にも、コミュニティ組織を支える組織の一つになり得るところはあると思われるが、全市的に一元的に中核的組織の一つだと言い切ってしまったら、これは責任を負えるかということです。あとは、例えば「基本的な考え方」で、町内会・自治会が市民に対して地域で担って、一層の参加促進を図るとか、これは、主語が行政なのか町内会自身が主語なのかが分かりにくいところがある。例えば、一層の参加の促進を図るって、確かに条例にあるかもしれないが、これを言ってしまったら、政策介入して無理なことをやっていきますよとなったときに、これは政策責任を負うことになります。参加させた以上は責任が伴います。官製 NPO と同じことです。だから、いろいろな支援とかをやり続けなければいけない。その負担は現場にどんどんかかっていきます。現場の方々は、公務員としての任期中である 3~5 年は一生懸命付き合うけれども、その方々がずっとそこにいるわけではないので、現場にいるときだけ責任を負うけれども、人間関係を作りきれないという問題も出てきます。そうすると、政策介入はどこまで可能なのかという実行可能性まできちんと考えないといけない。介入すれば政策責任負ってしまうので、実行可能性をきちんと考えた政策介入を検討しなければいけないということです。

それから、「負担軽減」のところにかかれているが、前にも申し上げたように、町内会には二つの顔があるということをきちんと書かなければいけない。これは、日本における町内会・自治会の中の、いつも二つの顔を持っているがゆえに、行政としてはそのところを、行政自治サービスに組み込まれた町内会・自治会ってところがあるので、どうしてもそこを、ある種の自己欺瞞とは言わないけれど、見たくない部分が出てきてしまう。だから、きちんと分けて考える。仮に行政サービスの実施システムに組み込まれた町内会・自治会が機能しなくなったとしても、住民の社会組織は何らか必要だということとは考えないといけない。ただ、それが町内会・自治会で、7 区の全部のコミュニティがそうかは分からないことだと思います。その視点でもっと言うと、言葉使いを町内会・自治会と言い切ることで、実は均一の構造でもって埋め尽くすという発想になっているのです。でも、私たちのところは、自治会という言葉は使いませんと言っても構わない。

それから、関わり方で気を付けなければいけないのは、ここだから言いますが、町内会・自治会が極めてデモクラティックな組織だと勘違いしてはいけません。確かにそういうところもあるかもしれないけれど、中には、極めて権威主義的でボス支配をしているところもあるわけです。政策介入するということは、そのボス支配におんぶするということになるわけです。それ以外の方々からすると、行政とボスが結託していると思われるかもしれない。実際にそういう現実もあるわけです。だからこそ町内会・自治会に対する介入は、緊張感とか距離感がないといけないが、そこがないです。これが、

実は法律問題、憲法問題に関わってくるところです。もし本当に補助金を出すのであれば、デモクラティックな統治をしてくれないところにはお金を出せない。ここには出せませんと言わないといけないということです。

全体としてみると、コミュニティの施策としては、実は町内会・自治会に入っていない方々が見えてこない。それ以外のマジョリティの姿がここにはないです。行政依頼事務の話にすると、負担軽減は、市民文化局のお仕事だったらこれで合格点です。けれども、前にも申し上げたように、政策実施構造が極めて縦割りで、事業局の構造が実質バラバラに落ちていて、これがやりきれない中で負担感が増えているわけです。これは国と自治体のかつての関係です。しかもそれが、行政のリソースがどんどん人口減少社会の中、行政改革で公務員就労が足りなくなってきた、地域の課題が増えてきて、しかも、参加とか協働という言葉が出てきたので、どんどん下の縦割りに落ちているのではないかと。これは、分散的な構造をきちんと検証する目がなければいけない。これは市民文化局を超えているが、市全体のコミュニティ政策だったらそこをやらなければいけない。総合的にコミュニティ政策を通して、きちんと検証する。これが総合的なことだし、市民文化局を超えて、川崎市全体の問題としてこれをやるのであれば、その視点がなければいけない。これは、コミュニティ政策を通して川崎市の政策の実施構造をきちんと問い直していく。それがないと、負担感を少しでも減らしますよということは、市民文化局としては正解だが、川崎市全体のコミュニティ政策としては、それでは不十分だということです。言い過ぎましたけれど、執行依存、コミュニティに分散的に縦割りでもって政策実施システムを貫いて、形式的に執行依存している構造そのものをきちんと問い直すことは、川崎市の市政全体として踏まえていると言わないといけない。この機会にそれを言わなければいけない。それに組み込まないと、恐らくこのシナリオは実行可能性がないです。どんどん地域社会が変わってきます。以上です。

阿部部長 ありがとうございます。先に申し上げておけば良かったのですが、今日各区の地域振興課の関係職員が多数同席しております。町内会・自治会に普段から関わりのある職員ですので、一緒に話を聞いていただければと思っています。

ご指摘について、この資料を作るにあたってすごく保守的だったことは認めざるを得ません。でも一つ先生にお伺いしたいのは、中核的組織の一つという表現は、実際に加入率、世帯ベースですけれども6割ぐらいが基本的には会費を払ってまで加入しているという状況があって、そのシェアというのは、割とまだまだ大きいのかなと思っています。消極的な参加かもしれませんが、そこをどう評価するのかというのは、私たちもはっきりしていません。

小島委員 それを言うのであれば、他の中核的組織を構想しないと、ただ単に中核的組織であり続けてくださいという思いの言葉になってしまう。つまり、中核的組織の一つという言い方をきちんとリアルに10年後の姿として言葉を語るのであれば、他の中核的な組織は何かということと同時に検証しなければ、

ただ単に10年後もそうあっていただきたいと今は言っておいたほうがいいです。すねという言葉使いになってしまう。それは模索しなければいけない。町内会・自治会が現実的には機能しなくなってきたところもあるかもしれないが、そういったところは、いろいろな緩やかな協議会をどう作るか、あるいは町内会・自治会は形式的にはあるけれど、いろいろな重たい機能は持てない。だとすると、それ以外の組織と合わせたコミュニティマネジメントのような協議体をどう作っていくか。その議論なしにこれを言ってしまうと、今のままなんとかテコ入れして、カンフル剤を入れてでも、10年後もそうあってくださいという思いの言葉でしかなくなってしまうということです。

阿部部長 よく分かりました。他に何かございますでしょうか。

後藤委員 私もほぼ同じ意見です。こちらの地域高齢社会とか言っている方から、同じ話になってしまうと思いますけれども、地縁組織の重要性について、具体的な課題を解決する主体の一つであるというところで、主体の一つだということは、全部で三つくらいはあるのかなと思いました。中核的組織の三つくらいあるうちのひとつだと言うなら分かりますが、唯一の組織と言い切らないとやはり良くないのではないかと。逆にそう言い切った方が、何をやった方がいいかということが分かってくるのではないかと。例えば、小学校区にある一つの町内会・自治会が、市なり区なりから300万円くらい補助金が出ているとしたときに、同等規模の補助金が出ている中核的組織とは、どんな組織があるんだろうかと考えたら、そんな組織はない気がします。NPOなどは一生懸命申請書書いて、公開審査でも通らない限りはもらえない。そうすると、中核的組織は唯一一つになっているところが問題ではないかと思います。それは、「環境の変化と影響」の3番目に「新たなコミュニティ」とありますが、「新たな」って何かというと、世帯単位で入っている集団と個人でテーマを選んで入る集団というものが分かれてきて、どちらかと言うと、個人でテーマを選んでというのが増えてきたんだという、そういう意味での「新たな」ということなのかなと私は思っているところです。なので、最近「老人会」なんて言うと人は来なくて、「手芸の会」だとかむしろ明確にした方が、シニアの人たちは集まりやすいです。それは結局どこに行き着くかという、先程の小島先生の話と同じですが、コミュニティの課題と町内会・自治会の課題は別です。昔は一緒でしたが、ここで新たなコミュニティが増えてきたわけだから、コミュニティの課題というものと、自治会・町内会の課題というものと両者が合わさらないと解決できない課題という世界を絵としてきれいに描いていくという話が重要なのかなと思いました。よくあるのが、町内会・自治会は見守りしないのに、たくさん補助金等々が来ている。ところが、隣のNPOは自治会よりも一生懸命見守りしているけれども、一生懸命申請書を書いてお金を獲得している。それで、そのコミュニティの中での解決は自治会が中核的組織として担っていますと、建前としては言わなければいけないかもしれないが、実態としてNPOの方が頑張っていることはあるわけです。だから、そのコミュニティの課題と自治会の課題、そのコミュニティの課

題を誰が解決するかといったときに、唯一絶対自治会だという話ではなくて、そのときに必要なメンバーが集まるというような、そういう絵柄を少し描いてみると話題がすっきりするのかなと思いました。

小島委員 おっしゃるとおりです。ある行政学者は、福祉で言うと、福祉多元主義というわけで、ウェルフェア・ミックスとか言うんですけど、コミュニティ・ミックスとかいう言葉。つまり、町内会と自治会の問題とコミュニティの問題を同じに重ねるなどということです。コミュニティをマネジメントしていくのは町内会・自治会もあるけれども、それ以外のものをどうやって組み合わせられるかということが重要な時代に来ている。それから、そのスケール論ですよ。例えば、NPOも同じことをやってみたときに、NPOの活動範囲を小学校区だけに限定したら、これはスケールメリットが働かないから、活動としては極めて脆弱なものになってしまう。だけど、町内会・自治会の機能特性は何かというと、恐らく本当に見知り顔レベルのできるだけ小さいものです。つまり、町内会・自治会の方が最も機能しやすいスケールメリットは何かというと、できるだけベクトルは小さい方向です。だけど、ミックスとして考えたときに、NPOとかコミュニティビジネスになるときは、もっとスケールメリットを大きい範囲で見ないと、実はその組織が維持できない。つまり、そういうそれぞれのいくつかのコミュニティ・ミックスで出てくる組織の活動のスケールの違いをきちんと見ないといけない。そこまで丁寧に読み解いていってこそ、ある行政学者が言っているコミュニティ・ミックスみたいな姿が見えてくる。しかもそれは、たぶん全部7区同じではないです。

後藤委員 まさにそれで、コミュニティと町内会・自治会のエッジ関係を整理してみるといいのかなと思ったのが1点です。

2点目は、ジョン・S・ドライゼクっていう政治学者が、コミュニティでパワーを持っている組織の評価として、動員力があり、いろいろなメンバーを巻き込めて、福祉や教育もやるなどテーマが広い、頼むとやってくれるという真実性（オーセンティシティ）、この三つがある組織というのが、行政からも住民組織からも一目置かれる組織だというようなことを言っていて、逆に言うと、我が国はそういうことを町内会に負わせてきてしまっている。次なるコミュニティとの位置取りが整理できた後は、そういう町内会・自治会以外に、同じくらい力のある組織をもう一つぐらい作るわけにはいかないけれども、まさに武蔵小杉でやっているようなエリアマネジメント組織を中核的組織だということをしていかないと、育ててこなかったのに「今、駄目になりました。次がありません」という状態にしかならないのではないかと考えています。そのコミュニティの中で確実にやってくれそうだというオーセンティシティのある組織を育てていかない限り、こんなものは自然発生的には生まれません。中核的組織の唯一をもう少し増やしていくというような戦略をとるか、とらないかというのは、少しどこかの時間で深掘りして議論できるといいなと思いました。

それから、小さな声を吸い上げながら様々な地域課題の解決に向けて取り

組むとありますが、先ほどの小島先生の話とつながりますけれども、昔の小さな声は少なかったから自治会でも拾えましたが、今、小さな声も量が多すぎるから、なかなか自治会では拾えない状況があって、さらに、その拾ったものを行政に届けて、行政が受け止められるかという問題はあります。地縁組織の重要性という部分について、なぜ地縁組織が重要なのかということ、他の組織とかと比較しながらロジックを組み立てておかないと、行き着くところの個別支援を、なぜこの期に及んで町内会・自治会だけ個別支援するのか、うちの方が見守りを真剣にやっているぞとか、NPOで配食サービス一生懸命やっているぞ、みたいな意見が出てきてしまったときに、フェアではないです。そういう点で、三つ目の論点は、行政側がそれをどう吸い上げるかという、吸い上げ方の話をしっかり議論した方が良いと思いました。

あと、すごく細かいことですが、意外と高齢者って、自治会長さんが配ってくれたチラシとか、あの掲示板にあったチラシのイベントだったら行っても安心だろうとなることがあります。だから、それが負担だからといって減らしてしまうと、意外と閉じこもりを促進することになってしまうことがあります。まさに小島先生が言うのが、ある程度小さい単位で住民同士の信頼関係があって、あの人が貼ったものだから大丈夫だろうという安心感のようなものが、暮らしている人には意外とあります。仮に行政依頼事務を削減したときに、代替として相当コストがかかると思います。それが仮にチラシみたいなものになったときに、新聞折り込みで来るものと、地域の人が手渡しでくれるものとか掲示板に貼ってあるものの情報は、信頼度が違います。細かい話ですが、負担軽減は、町内会・自治会の負担は軽減されるだろうけれども、意外と閉じこもりだとか住民のつながりが弱体化していく方向になりはしないかなと思っています。例えば、これ会社組織だったときに、会長がもう80歳です。役員もみんな70歳です。若手が増えませんが、担い手がいません。会長40年やっています。誰が悪いんだとなったときに、それは普通、運営が悪いんだらうって話になりますが、自治会・町内会だけは、そこが免除されている不思議な構造があります。住民同士で今の会長さんでいいと思っているからです。地域でお祭りをやるというのは、別に現状でいいと思っている。そこに行政が、ある種の公的な役割だとか課題解決みたいなものを負わせようとしたときに、それはちょっと違うという思いがどうしても出てきて、なんであの人たちがまさに代表性を有しているのかということで、行政からすれば6割ぐらい入っているからということですが、40年かけて6割しか入らない組織を行政がつくってきたと言われてしまうと、そうかなという気がしてしまうので、コミュニティの課題を誰がどうやって10年後解決していくかというようなことを、まず10年後のコミュニティのイメージとともに、町内会・自治会の姿も描いて基本的な考え方を整理しておくというのが、シンプルで分かりやすいのかなと思いました。私は以上です。

阿部部長 ありがとうございます。谷本先生、何かございますか。

谷本委員 はい。まず、負担軽減の話は前から出ているので、もう既にいくつか手

をつけ始めていますが、ちょっと「現状と課題」で意外だなっていう感想があったのが、「負担感の増加」の中にイベントへの参加動員が46%というのがありました。これまで、自治会・町内会の仕事を負担軽減しましょうと言ってきた話の中に、行政依頼事務を減らしましょうということはたくさん出てきましたが、意外とイベントへの参加動員という話が多いとは気付かなかったところなので、改めて認識しました。小島先生のお話の中にもありましたが、地域振興課ではなくて、恐らく他のセクションからも、こういう依頼が出てくる部分でしょうから、負担軽減と言ったときに、こういったものに目配せをしていかなければいけないのではと改めて思いました。

それと関連していくならば、「基本的な考え方」の「1」の「取組の方向性」の黒丸三つ目が少し気になりました。町内会・自治会の担い手不足、活動への参加者不足を補うために、町内会・自治会の行政依頼事務による負担を軽減するとありますが、本末転倒な話で、町内会・自治会の担い手不足、参加者不足と、行政依頼事務の負担軽減の話をここでセットで語るというのは、次元が違う話になるのではないかなと思います。こういう表現のところにも、まさに互助組織としての自治会と、行政の依頼事務との関連の中で混ざっているんで、全体をもう1回、その取組の方向性についてはセットで整理する必要があると思います。

また、先ほど後藤先生が触れられていましたが、「地縁組織の重要性」の最後の3行くらいに、地域の小さな声を吸い上げながら行政に届ける途中の役割を担っているとありますが、確かにそれまでその役割を担ってきたところも、今も担っているところも多々あると思いますし、ある意味、町内会・自治会というのは行政から見れば、地域社会の長老的な位置づけで、その地域の物事はいろいろ任せておけば解決してくれて、変な話、行政側から言えば、行政に話を持ち込まないで、そこで止めてくれる組織として期待していた部分というのはかなりあると思います。それは、行政依頼事務とはまた別の次元の話であって、地域課題の解決をしてくれる位置づけとして、町内会・自治会に対する期待が高かったはずですが、会員も減っているし、かつ会員の対象者層というのも、例えばこれまででいけば、いわゆる標準の家族モデルの方たちが会員になっているので、例えば子育てしている世代で困っていること、お年寄りがお家にいて困っていることみたいな、個別の声と言っても、けっこう似たようなテーマとして上がってくるので、町会長さんが区役所へ行って、こういうことで困っていると言っても、それは一緒に解決しましょうとやれましたが、個別具体的なそれぞれの家庭の事情みたいな話が、今、町会長のところに持って来られても対応できませんというところが、まさにライフスタイルの多様化であったり、家族形態が多様化してくる中で、対応できなくなっている。そこをどうしますかというのは、もう町内会・自治会もお手上げなので、一緒に役所も考えていかなければいけませんよねという話だと思います。だから、この地域の声を吸い上げてもらうというところを町内会・自治会に期待をかけるのは、もう今の時代無理なんだろうと。

もちろんやってくれているところはそのままやっていただければいいのですが、そこがどんどん抜け落ちてくるので、抜け落ちてきた部分を、どうやってこのコミュニティ施策の方で違うチャンネルを見つけてフォローアップしていくのかと思います。非常に端的に言うと、住民から行政へのアプローチのいろいろな回路を作るみたいな話だと思うのですが、このあと恐らく区民会議のあり方の違う形というのが出てくると思うので、それが、いわゆる行政の施策のところ、どう市民の側、区民の側からアプローチしていくかっていう流れが、また別途作られていくと思うんですが、今まで、町内会・自治会の会長さんたちに来てもらってれば、とりあえず役所と地域のつながりはできていたというところが、今後そこが分断されていくところがどんどん出てくると思うので、その関係性をどうしていくかということだと思います。

もう一つ、先ほど参考資料でご説明いただいた参考資料 1 の 2 ページ目ですね。調査項目 1 の(12)「負担が大きいと感じる事業を継続する理由」の中に、「社会的に必要だと感じているため」というのは、マンション自治会も、その他町内会・自治会も同じで、多少差はあっても割合的には近いのですが、「行政との関係が大切だと思うため」が、実はマンション自治会のほうが 41% で多い。その他の町内会・自治会の方が、行政との関係を大切だと思っていない。逆に言えば、マンション自治会の人たちの方が、今現在、役所と関係性があまりできていない。むしろ、だからこの行政依頼事務を受けていることによってチャンネルができていくという認識だったら、そこを大事にしていこうと思っているのかもしれないとか、そのくらい湛然にというか、もしかすると、住民側からの行政に対する期待のところ、町内会・自治会が担える役割がもしかしたらまだあるかもしれない。今の町内会・自治会ではできないのであれば、新しいスタイルを作っていく必要があるだろうと、このアンケートを見ていて思いました。

次に、10 年後の町内会・自治会の姿のイメージが今ここには描かれているのですが、10 年後では、もしかするとここに書いていただいているくらいでもいいかもしれないんですけども、実はそのコミュニティ施策って、もうちょっと先のもしかしたら 20 年後ぐらいのゴール地点として見つ、たぶん過渡期として、まだ町内会・自治会が元気なタイミングでは、10 年後ぐらいだったらまだ役員が 70 代でも 80 代でもできますから、80 代まではなんとか役員やれるだろう。だけれど、90 代は生きてる方もどのくらいいるかわからないというようなことになっていくと思うので、20 年先を見るというところで、少しこの町内会・自治会の姿、もしかしたら 2 段階くらいで考えていてもいいのではないかと思いました。

最後に、「10 年後の町内会・自治会の姿」の 3 番目のところに挙げていただいている「町内会館などが地域に開放され」というのは非常に大事なところだと思っています。町内会・自治会組織が今後どういう形で継続していくかはさておき、今ある町内会館みたいなものが地域に解放されていくことによ

って、わざわざ広場をつくらなくても、そこにいろいろな人たちが自由に集っていいという空間を提供することによって、もしかすると、町内会・自治会の方に今後のいろいろな連携の形というのも出てくるでしょうし、町内会・自治会に代わる動きというのがそこを使って出てくるかもしれないので、ここはぜひ使ってくださいということをお願いしておきます。以上です。

小島委員 最後にとっても大事なことを言います。行政依頼事務がゼロになった世界をきちんと考えなければいけない。現実的には、形式的な執行依存にかなり入っていると思います。マンションなんか見ている、本当に実質的な執行依存をしているとは思えない。行政の実施システムを見たときに、ごみとかあるかもしれないけれど、相当形式的な執行依存状態に入ってきていると思います。つまり、この行政依頼事務がゼロになった世界をきちんと考えないといけない。ゼロになった世界を考えるということは、新しい将来の政策実施システム、コミュニティレベルのことを構想する頭の体操になります。だから、ゼロの世界をきちんと考えないといけない。そのゼロになったことを考えなさいということは、それぞれの需要と供給に、もう町内会・自治会を使わない中でどうできるかということを中心に考えるということです。

それから、中核的組織のやりとりをしましたけれど、これは上から目線です。先ほども申し上げたコミュニティ・ガバナンスが町内会・自治会というのは、基層組織として一元的に同一性の組織が全部こうやって地域社会の中にあるという世界を想定するから、行政が町内会・自治会はこうです、こういうものですよと言ってきました。けれど、そういうことが通じなくなる地域もどんどん出てくると思います。だから、中核的組織として機能する地域もあるかもしれないけど、全然機能しないところもある。とすると、端的に言えば、さっき言ったように、町内会・自治会は住民自治組織もあるわけなので、住民自治組織は、自分たちがどこに向かうかっていうことは自分たちが自己決定できなければおかしいのではないかと。つまり、一部の町内会・自治会においては、将来を考える検討会議を立ち上げる。ここですよ。つまり、自分たちがこの地域の町内会や自治会をどうしていこうということを構想していくようなこと、そこそ何らかの形で支援すべきですよ。それは、皆さん方は政策立案能力を決めるプロだし、後藤先生のようなファシリテーションのプロとかいっぱいいますが、自らが町内会・自治会の将来像をどう考えていくかを、それを住民自治組織として、その人たちがどう考えていくか。そこからもしかしたらいろいろなモデルが立ち上がってくるかもしれない。経済組織としての町内会・自治会だってあります。集落などへ行くと、集落ビジネスでいろいろなことをやっていて、わら細工つくって、それが区費を払わない分、おばあちゃんのお小遣いになるから頑張ろうとか。弁当とか、じじばばカフェとかやっているところもあります。経済組織としての町内会・自治会だってあります。あり得ます。でもそれは、行政が上から、あなたたち経済組織として生きなさい、なんて言うべきことではないわけです。つまり、その人たちが自分たちの住民自治組織として、どういう姿をとって

いくつかということを考えていく。その中から、私がさっき申し上げたように、多元的な構造としての町内会・自治会というか、住民自治組織が地域によっていろいろな形が、中からいろいろなモデルが出てくる。そこをどうやって支援するか、そこそ本当は支援しなければいけないことだと思います。こちらばかりが言うのは、それはさっきから言っているように、政策の実施システムに組み込んでいる町内会・自治会像が頭にあるから、上からこうだということが出てきてしまうので、本当はもう一つの住民自治組織なのでしょう。NPOのあり方を行政が考えるのはおかしいですよ。その人たちがどのように自分たちの将来を見据えていくかということが、もう一つの町内会・自治会像で一番大切です、そのところをどうやって支援をできるか。これは抜けているので、ぜひ考えておいてください。そうすると、いろいろな新しいモデルが立ち上がってくるかもしれないです。

後藤委員 町内会・自治会は必要だと思っています。特に高齢社会においては、声掛けや、閉じこもり予防をやってくれるのは町内会・自治会だと思っています。NPOに声を掛けられても、おじいちゃんたちは来ません。隣のよく知っている人が誘ってくれるからお茶会に行くわけです。だから、町内会・自治会がないところはなるべく作った方がいいし、あれば入った方がいいというのは、閉じこもり予防とか高齢者の助け合い、信頼関係を醸成するという、住民同士の関係の中で必要だと思っているからです。だから、そういうのがないから作りたいので手伝ってくれないかということについては、行政は積極的に関わっていくことが大事だと思いますが、その民衆の信頼関係を築くような組織に行政が口を出していいのかというのは、そこに社会的有用性があるのかと言われたら、問われてしまうと思います。しかし、閉じこもり予防とか支え合いとか見守りとかというのは必ずつながると思うので、これからの時代は行政がきちんとファシリテーションした方がいいのではないかと思います。その組織は、やはり住民の民衆組織です。30年前だったら、みんな40代とか50代だったから自前でできたけれども、みんな70、80代になったときには、何かしらケアしてあげないといけない。民衆同士の関係だけでも、ケアしてあげた方が活動が続きますという話が、これが住民同士の民衆関係の信頼関係を醸成していくという中で自己完結した町内会・自治会だと思います。その人たちにさらに地域課題をどう解決してもらうかというときに、その組織だけでいいのか、もっと他の組織もいるのではないかといったような話を、あくまでも先ほどの小島先生の二つの顔があるという話ではないけれども、我々は町内会・自治会がいないと言っているわけではなくて、民衆の信頼関係の醸成というのは、住んでいる人たちでやらなければいけないもので、それが年をとったからできないので応援してと言われたら、応援すべきだと思います。それと、課題解決とか声を拾うとか社会問題どうこうというのは、どうやって区別していくかということとは深めた方がいいかなと思います。

小島委員 そうですね。だから、政策論と市民社会論を分けなければいけない。市

民社会論としてもう1回捉え直したときには、コミュニティオーガナイズ(市民の力で自分たちの社会を変えていくための方法や考え方)を自分たちがどうやってしていくか。中には、民だから町内会・自治会とは違う形をとりましょうといっても、それはそれでいいわけだし、居場所づくりで、プレイスメイキングで違う形でやっていきたいと思います。だから、そういう住民自治組織の住民自身のコミュニティオーガナイズを考える機会をどうやって作っていいのか。それなしにやっても、上から全部政策介入してやった以上は責任を取らなければいけないという、また違う形ですと責任を持ち続けなければいけないということだと思えます。今はそういう発想を、この時期は民社会論からまず物事を考えていきたいと思いますというか、考えを変える時期というか、大胆な発想転換というか、さっき言った、シナリオを変えましょうと言っているのは、実は多元的な構造を取るということは、民社会論からもう一度出発しましょうと言っていることになりません。

阿部部長 ありがとうございます。大事な議論だと思います。この資料を作るにあたって、内部でもいろいろ議論したところです。今の先生方のご意見について頭の整理をしたいのですが、町内会・自治会と他の主体があるとして、その多様な主体をフラットに考えていきたい。町内会・自治会を中核的組織の一つとか、主体の一つという表現は、ある程度リスペクトしつつも、相対化していくことが大事だと考えているのですが、表現として踏み込みが足りないのは確かにあるかなと思うところです。町内会・自治会を特別なものというのを頭の中に落とさなくても、それは大丈夫でしょうか。

小島委員 そうだと思います。特別なものという論理的な根拠がないです。だから、政策上のシステムに組み込まれたものだったら、行政からすれば特別なものになりますが、住民自治組織からすれば、それは特別なものではないです。

後藤委員 共同性と有用性みたいな話だと思います。本来、自治会は、共同性だけでいいはずですが、それが外部性を持っていて、そこが役に立つという話がついてきて、確かに共同性と外部に対する有用性があるという組織と見なしてきたけれども、ここにきて共同性が弱まってきているわけですが、まだ役には立つわけです。これは、弱ってきた共同性を育てていくのか、むしろ有用な組織を増やしていくのか。そこは両方やらなければいけないと思えます。特別視というのは、有用性という意味では特別視できるけれども、共同性という意味で特別視すると、いろいろな組織があるから、なかなか厳しい。ただ、有用性と共同性が合わさった組織としてはまだ特別版だと思いますね。それが両方あって、明らかにみんな両方あると認めているのは、たぶん町内会・自治会しかないと思えます。その辺りを整理されるといいのではないかと思います。

阿部部長 なかなかそこを整理しきれなくて、うまく全体感に落とし込めないという悩みがあり、こういう資料になってしまいました。大変ありがたいご意見をたくさんいただいたと思います。いったんここで整理をお願いできますか。

KGK 佐谷 一つの流れとしては、新しいシナリオが必要ではないかということで、多
元的ないろいろな組織があるという形の中で、先ほどありましたが、町内会・
自治会は特別なものではなくて、唯一になっているところが問題なので、そ
うではないあり方が必要ではないかという話が出ていました。また、やはり
コミュニティの課題と町内会・自治会の課題は別ということなので、コミュ
ニティの課題をいろいろな組織のミックスの中で解決するような形をつくっ
ていくことが必要であるということや、オーセンティックな別組織みたいな
ものが、そういう中では求められているのではないかという話が出ていまし
た。ここは、もう少し新たなシナリオを作るべきという話です。やはり今地
域と行政の回路というのが、町内会・自治会に委ねられているところですが、
家族形態の多様化などがあって新しい回路を作る必要があるとか、行政依頼
事務の負担軽減については、それが閉じこもりや住民のつながりの弱体化に
つながるのではないかというようなこともあります。それがゼロになった
世界を考えてみるということも必要ではないかという意見が出ていました。
そういう中で、10年後よりはもう少し長期を見据えた、20年後くらいを考
えて、町内会・自治会自身が自分たちの将来ビジョンを作るのを支援すべき
ではないかとか、それとつながりますが、政策論と市民社会論は分けるべき
ではないかというような意見が出ていました。

(3) マンションコミュニティに関するコミュニティ施策について

阿部部長 私から説明の補足をさせてください。資料3の左側に、マンションコ
ミュニティの現状として、4類型を載せてありますけれども、(1)の「マンシ
ョン単独で自治会を設立」は634団体のうち119団体、(3)の「マンション管
理組合がコミュニティ活動に対応」が、これも団体名称で管理組合と付いて
るものを集計した数ですが38団体、(2)の「マンション居住者が近隣の町内
会・自治会に加入」がたぶん一番多いのではないかと、中小規模のマンション
が地域の自治会に加入しているものが多いんだと思うのですが、これは把握
不可、(4)の「コミュニティ活動を行わない」も、恐らく相当数あると思う
のですが、これも把握不可でした。

小島委員 634団体というのは、把握しているものだけですか。

阿部部長 市として、町内会・自治会として把握している総数が634団体です。

小島委員 町内会・自治会として把握しているのが634団体で、そのうちマンシ
ョンを対象とすると、(1)のタイプが119団体ということは、当然把握してい
ないマンションは、この後ろに膨大な数があるということですよね。

阿部部長 マンションの総数は膨大にあります。

小島委員 だからつまり、マンションという中の一部の634団体についてはこうい
う比率ですね。

阿部部長 そうということです。ほとんどが(2)に属するか、(4)に属するかです。

小島委員 その膨大な数はどうなっているかは全く分からないのですか。

阿部部長 分かりません。

小島委員 分かりました。ありがとうございます。これはたぶん、武蔵小杉の今議論しているモデルを参考にしたと思いますし、この議論は武蔵小杉の方が相当進んでいます。まず、「マンションコミュニティ」と書いてありますけれど、問題の捉え方として、マンションコミュニティの問題は、実はその言葉から始めると誤解してしまいます。一番大切なのは、「マンション・ガバナンス」です。マンション・ガバナンスをどう機能させるかというときに、マンションコミュニティをどうやって考えていくか。

今言ったように、海のように分からない世界がいっぱいあります。それは自治体からすると、マンションというのは全く政策法務で届かない世界になっているということで、まちづくり局の方でこの間も伺いましたけれど、要綱ベースでもって登録制度があるということで、任意の登録だけだから、政策対象として全体が見えていない。これが問題です。川崎市からすると、集合住宅、共同住宅が52%になっていて、戸建て住宅との関わりの中で、川崎市の都市社会の中に集まって住む形がこうなっている中で、政策対象がほとんど見えていない。この基本認識をまず持たないといけない。だから、コミュニティ政策の前に住宅政策で、もっと言うと、本当に川崎市の150万人都市をこれから何十年間と考えていったときの基本中の基本で、コミュニティができればいいではなくて、その海のような世界で分からないマンションにおいて、マンション・ガバナンスをきちんと確立してもらうことが、まずは全部を把握しなくても、政策対象をどこまで把握していくかということと同時に、とにかくできるところからマンション・ガバナンスをどう機能させていくか。戸建て住宅は駄目になったら、お金はかかるけれども、最終的に法律や条例で強制代執行でも何でもできますが、マンションはそんなことはできません。しかも、幽霊マンションなんかも出てくるかもしれない。マンション・ガバナンスをどうしていくかという基本問題の中で、コミュニティ問題という、この問題の捉え方をまず明確にしなければいけないということです。どうやってここから政策対象を補足していくか。福祉や環境だって、政策のターゲット集団が分からなければ仕事なんかできないじゃないですか。まず政策のターゲット集団をどうやって把握していくか。そのためには、今のまちづくり局の登録制度を超えたものをどうやっていくかということです。モデルはいろいろあります。地域によってたぶん違うし、都市形態でもっていろいろあって、明らかに言えば、(2)のモデルは、武蔵小杉の超高層マンションは不可能です。こんな大きなマンションは町内会には入れないので、不可能です。幸区で調査させていただいたところ、幸区は(1)モデルをどうも選択してやってらっしゃるということです。それから、武蔵小杉の場合は、実は微妙なんです。(3)と(4)のハイブリッドです。NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントは、一定程度の自治会機能を分担しながら、マンションによってはコミュニティ委員会みたいなのを作っているので、(3)と(4)のハイブリッドみたいな形です。これからまだ増えていくマンションがどこを取っていくかということが、今揺れている感じです。

それで全体の話で考えたときに、マンション・ガバナンスの基本は何かと言ったら、まず区分所有法の世界なので、区分所有していて、賃貸はオーナーがいるが、所有者責任をしっかりと機能させるということが、マンション・ガバナンスの基本前提です。ここの中で、所有者自治と居住者自治という言葉も武蔵小杉の議論の中から出てきた言葉なので、使ってもらいたいと思いますが、今後の取組の中で、所有者自治だけでは適切な関係性を構築できない可能性があるとして書いてあり、もっとその前に、所有者自治そのものが崩壊していく可能性が長期的にあるということです。区分所有の世界で所有者自治が崩壊したらどうなるか、バベルの塔がいつばいできるということです。それが、建設から30年とか50年経ってきたマンションが先に来て、そのあと超高層マンションも将来来る可能性があります。所有者自治を崩壊させないで、どうやってきちんと機能し続けさせることができるかということがポイントです。その上での居住者自治と所有者自治をどうやってブレンドしていくか。このモデルにいったときには、(3)の世界、(4)の世界っていうのは、これは何も言わないということです。これを、マンションが全く居住者に対して無関心でいるということです。所有者が自分たちの組合はあるけれど、居住者に対しては全く無関心でいるということです。そうなったときには、今後又貸し状態になり、誰が入ってくるか分からないときに、全く無秩序化してしまいます。だから、この(4)をやるのであれば、(4)のモデルの場合、エリマネよりももっと強い、エリマネのような社会組織か、行政が政策介入しないと持たないです。問題は、(3)がどこまでできるかということがポイントになっていて、武蔵小杉で今考えているのは、これは自治機能を分任すべきではないだろうかということです。管理組合も一定程度、コミュニティ機能、つまり自治会機能を一定程度分任する。それから、今マンション管理組合のコミュニティ委員会みたいなものもあるので、ここも一定程度自治会機能を分任する。それから、自主防災組織を持っているところは、そこも分任する。それから、後は外部の組織に委ねるとするか、エリマネのようところに委託する。つまり、マンション管理組合に自治機能を一つではなくて、マンション管理組合は全く負わないのではなくて、法的な限界を超える部分については別のところに委ねていくというようなやり方はどうだろうかということです。それで、課題のところが一番武蔵小杉で議論になっているのは、「課題」の「1」のところ、国交省がマンション標準管理規約を改正したので、訴訟リスクという言葉が独り歩きしていて、本当にそうなのかと都市伝説化しているわけです。それぞれの超高層マンションも、インテリの方々もいるし、こんなところに金を払っていたら訴訟を起こすぞとなったときに、知り合いの弁護士がとか、あるいは本人が弁護士だと、みんな「そうなんだ」、「マンション管理組合はやってはいけないんだ」とか、「お金を出してはいけないんだ」となってしまふ。問題は、川崎市だけではなくて、自治体行政がこのマンション・ガバナンスということについて今までほとんど関わってきていないから、自分たちの知見がないので、その畏にはまり、

自分たちが訴訟リスクを怖がっている状態にあるわけです。ということは、どこまで(3)のモデルができるかということ、自治体が政策責任をもってきちんと読み解いていく。現行法の中で何ができるかとか、その上で、そのマンション管理組合の皆さん方に対するアドバイスとか、こういうことが可能だとか、今は武蔵小杉に適切なアドバイザーはいないです。そここのところをやるのは、リスクマネージャーとしての行政の役割です。もっと言うと、そのためには皆さん方がマンション管理組合を個別にやるだけじゃなくて、川口市が市内全体のマンション管理組合のネットワークを作っていますが、それは大変だから、とりあえずエリアごとにマンション管理組合の統治責任を果たす協議体的なものをつくって、そこと連携しながら、きちんとこういうことについての学習というか、しっかりとコンセンサスを取って、(3)がどこまでできるか。限界を超えるときには、こういうことができるなど、その混乱をきちんと解いていかなければいけない。触れなかったけれども、参考資料5に、標準管理規約の中では要するに怪しいお金は取らないようにとっています。しかし、指針の中では、コミュニティは望ましいと言っている。つまり、ここの読み方を間違えると矛盾しているように読めてしまうのです。指針の中でどちらが正しいかという、指針というのは政策の方針であるし、その中でお金の取り方は合法的にここに気を付けましょうと言っているので、まず指針の方を上で見るといいです。それで、条文改正で第32条の管理組合の業務で、地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成のコミュニティという言葉を取ってしまった。まずいなと思うかもしれないですけども、他方で、第32条を見てください。第32条第十二号で、マンション及び周辺の風紀、秩序のところを見てください。コミュニティという言葉がなくなったということは、マンションがコミュニティに関わるということが、もしかしたら危ないことなのではというようなイメージを与えましたが、この文言が入ったということは、逆手に取れば、マンション管理組合は最低限こういう統治責任を行使するという統治責任の項目が列挙されたと解釈できます。自分たちの建物と設備の管理を超える地域社会に影響を及ぼす統治責任の項目は、これで明らかになったということです。ここを逆手にとれるわけです。つまり、マンション管理組合の統治責任であり、地域社会に対する所有者責任ということの間を問える契機がここにあります。マンション内部で完結という問題ではなく、地域社会との関わりの問題です。これは大きいです。なぜかという、企業だって商法があれば刑事部分もくっついているから、社会的なものについては責任を負えと言っている。会社法だって、今の会社法はきちんと社会との関わりの中での法構造になっている。だから、CSR（企業の社会的責任）だとか ESG（持続可能な社会の形成に寄与するために配慮すべき3つの要素とされる環境・社会・企業統治を示す語）だとか、会社統治の話になってくるわけです。ここをきちんと自治体が読み解き、統治責任が明記されたと考えれば、これは民事の世界ですけども、自治体法の中で行政法として読み込んで、どのように統治責任をここから政策

法務として構成できるかということを考えるきっかけができました。でも、それは違法ではないです。それは、民事法と行政法の違いがありますし、立法趣旨とかを変えれば、それは構わないです。次元が違うところでもって、地域社会に対する統治責任はここに書いてあります。しかも、「居住環境の維持および向上」という便利な一文を入れてくれた。つまり、地域社会に対する管理組合の所有者責任、統治責任ということが、地域社会に対して果たすべきということを書いてくれたので、ここをどうやって解釈していけるかということは、逆手にとれば、自治体にとっては支援ができます。実はこの問題は、国交省と総務省の間で落ちているところで、今まで手をつけていませんでした。でもこれがあれば、「今後の取組」の「2」のところで、その取組に対する考え方を研究しとか、行政との関係性とか書いてあるので、今まで全く行政法の世界が手を出せなかったところを、自治体の政策法務でこの条文をきちんと読み解いていながら、どうやって所有者責任、マンション・ガバナンスの統治責任を果たしていけるのかということを探求できるきっかけができたと考えるべきです。それを使いながら、どのように要綱とか条例でもって統一責任を果たしていくかということを考えていかなければいけない。それをやるためには、さっき申し上げたように、ターゲット集団をどうやって捕捉していくかということと、それからそのネットワーク、所有者自治のネットワークをつくらなければいけないです。それでもって対話をしながら政策を構築していかなければいけない。その上で、さっき申し上げたように、コミュニティ機能については分任していくというやり方です。これは極めて大きいテーマですけれど、今やらなきゃいけないことです。30年経ったマンションは、もう統治責任は今後わからなくなるということです。ですから、あとはエリアによって全く問題が違ってきますから、麻生と武蔵小杉は全然違いますので、全体のレベルでは、今言ったような話というのは、武蔵小杉のある中原区でもって、第32条を読み解いて政策法務の話はできませんから、そういうことは本庁でやっていただきたい。後は、それぞれの区のレベルに応じたモデルとか、マンション統治責任とコミュニティの問題をどうやって具体的に解いていくかということをそれぞれでやっていくしかないです。

後藤委員 これもさっきの議論と同じで、まさに管理組合とマンション・ガバナンスという話だったとして、まさにそちらの方がとても分かりやすいなと思いました。そう思いましたが、小島先生と考え方が違うところがあり、タワマンの問題はマンションで解決して欲しいというのが、私には一義的にあります。逆に、エリアで見たときに、あのマンションが相隣問題で問題があるから何とかしなければいけないという話だとしたときに、何ができるかという話は、またそれはそれで議論の価値があることなのかなと思っています。マンションの問題はマンションの中でやって欲しいというのがあるわけです。ここにエリアマネジメントをくっつけているのがすごく気になっていて、エリアマネジメントは別にマンションだけではなくて、普通に戸建てでも、特

に駅前戸建てみたいところで、エリアマネジメントは必要だと思うので、エリアマネジメントの問題とこの問題を一緒に議論しない方がいいのではと思いました。

小島委員 マンション自身でやってもらうためにどうするかという意味です。マンションがきちんとやってもらうためにどうするかということ、やらなければいけないということです。

後藤委員 それはよく分かりますが、そもそも建てたときの問題だと思っています。マンションを建てればこういうことが起きるわけで、それを分かって作らせることが悪いのであって、建てた後にどう責任を取るかというのも大事ですが、だとすれば、これからつくるマンションには問題が発生してから何かやるのではなくて、発生する前にどうするかという話ではないでしょうか。

小島委員 それは大切ですが、これだけのターゲット集団が分からない状態で何もやらなかったら、将来とてつもない行政負担になります。それは空き家問題と同じで、所有者に責任を果たしてくださいということです。プライベート・ガバナンスをそれぞれの自治体がやってくださいという時代に入ってきたのです。

後藤委員 そこは私もよく分かりますが、管理組合を訴えればいいだけの話ではないでしょうか。

小島委員 誰が訴えるのですか。

後藤委員 近所の人たちが訴えればいいのでは。

小島委員 そんなこと、民事でもってどれだけ訴訟的な負担がかかるとお思いますか。

後藤委員 でも、この問題で周りの人たちが何に困っているか分からないです。

小島委員 それぞれのエリアでもってどうなっているかは分かりませんが、武蔵小杉はさまざまな都市問題に直面しています。

後藤委員 このコミュニティとマンション・ガバナンスの外部性の問題で、どんな課題があるのかというのが具体的に分からない。例えば、30年後に恐らく、タワマンは100年躯体、200年躯体を持つと言っているけれども、恐らく最初にエレベーターが駄目になります。エレベーターが駄目になったときに、年齢層が高くなると、今のエレベーターのままでいい、なんでそんなにお金を出さないといけないのかみたいになって、大揉めするだろうなというのは30年ぐらい先を見たときによく分かる。それに先手を打って解決をするという話ですか。

小島委員 違います。武蔵小杉は既に負の外部性がいっぱい起きています。

後藤委員 例えば、具体的にどんなことが起きていますか。

小島委員 駅の問題もそうですし、交通問題もそうですし、ヒートアイランド問題もそうですし、風害問題もそうです。

谷本委員 この間具体的に出ていたのは、タワーマンションの中にあるほぼ公開空地の状態の場所で、駅から遠いタワーマンションなり住宅に住んでいる方が、そこはエリマネの事務所があるマンションですけれど、その中を通行されていくということです。つまり、敷地はタワーマンションだけれども、自由に

通行していい状態になっている。そこを通行するにあたって、人が通ることを想定していないから、夜は暗く、そこに照明をつけなければいけないという話が問題になってきていて、町内会・自治会が街路灯を付けるときには補助が出る場合がありますけれど、あくまで敷地内なので、そこを管理組合として負担するべきなのかということが、実際に管理組合で問題になっているということでした。だから、タワーマンションの中と言いながらも、実態は空間が縦になっているだけの話であって、そこは結構公共的に地域の人たちが利用しているケースも、敷地が大きいだけに出てくるというところがあります。

小島委員 それでも何よりもマンション統治をきちんとやらなければ地域社会の中で社会的に亀裂がもう起きています。武蔵小杉では、社会的亀裂が起きているんです。

後藤委員 例えば、どんな感じですか。

小島委員 自分たちの生活環境が悪くなったとか、もう既に起きています。

谷本委員 戸建ての地域と日照の話や、あとは風害の話です。

後藤委員 それは、まさにこのコミュニティ行政の問題というよりも、マンションのまちづくり、作るときにそのグランドデザインがないという話ではないのですか。

小島委員 そうです。だけど、それを言ったとしてもマンションは撤去できないうすよね。裁判を起こして超高層マンション撤去しろという訴訟を起こせるかという、起こせるわけがないです。

後藤委員 でも逆に言うと、行政側が許可しているわけだから、行政が税金入れて暗いところを明るくする以外方法がないと思います。

小島委員 たぶん考え方が違いますが、武蔵小杉の場合だと、居住者がどんどん海外の方になってきます。管理組合の所有者統治が崩壊していきます。これはもう起きつつありますが、そうなったときには、それこそあのマンションの設備や施設の管理もどうなっているかという問題があり、誰が住んでいるか分からなくなります。誰が責任を持っているかも分からなくなってきます。恐らく今、民泊規制をかけていませんが、そのうちあそこで大規模修繕費もかかってくるから、民泊やりたいということが小金欲しさに出てくると思います。そうすると、マンションが無秩序の状態になり、それはものすごい負荷が行政にかかるわけです。社会に住むということについては、一人ひとりの人間だって、戸建て住宅でそこに住んだら社会的責任が発生するのです。だから、SRの問題というのです。戸建て住宅の場合には、1戸の住宅がそこで朽ち果てても、その影響の範囲が小さく限られ、最後は税金が数百万円かかるけれど壊して対応できますが、あれだけのマンションという構造物が、統治不能になって社会の中で動かない状態になっていたら、それは予想もしない様々な負の外部性を起こします。例えば、ハザードマップにおいて武蔵小杉のところは水没2mです。多摩川が決壊して、マンションのエレベーターが動かなくなったら、膨大な人たちが地域社会に出るしかなくなります。

後藤委員 それはよく分かります。私、それは否定していません。この資料を見ると、「コミュニティ活動（マンションコミュニティ等）に関する方向性」と書いてあって、どう考えても小島先生の話はコミュニティ活動では解決できないと思うのです。つまり、武蔵小杉というコミュニティの課題にタワーマンションの問題があるから、これはみんなで知恵を絞らなければいけないというのはよく分かります。例えば、これは市営住宅だってそうだと思います。市営住宅が老朽化しているのに、エレベーターがついていないし、道は暗いし、高齢者が暮らしにくいけれど、公営住宅法というすごくつまらない法律に縛られていて何もできないから、この問題を解決しようというものと同じく、タワーマンションが問題になるし、今、問題だというような、そういう問題群、コミュニティの解決しなければいけない問題群としてはよく分かりますが、「今後の取組」として、それより組合におけるコミュニティ意識を醸成して、それよりももっとやらなければいけないことがたくさんあるのではとってしまうので、このタワーマンション問題をコミュニティの切り口で、本当に解決できるのだろうかというのが、私が言いたいことなんです。

小島委員 コミュニティ問題は二つの次元があります。マンション内部の統治を機能させるためのコミュニティ問題と、地域社会の中でのマンションの存在です。

後藤委員 それはよく分かります。

小島委員 まず、内部統治をきちんとやるためには、マンション内部での関係性をどうやってつくるかということです。今後は、先ほど申し上げたように居住形態が分かれていくので、所有者だけのコミュニティではなくなっていきます。賃貸住宅の賃貸の方々もどんどん入ってきます。その中で、どうやってそこに住んでいる多くの方々の社会を維持するかという問題がとても重要になります。野口先生という都市計画の先生が私たちとやっていますけれど、管理組合のところに賃貸住宅人をコミットさせてはいけないとは誰も言っていません。最終的な責任はオーナーですが、居住者の皆さん方とのいろいろな協議や関係性をつくるということは何の問題もありません。だから、様々な所有形態とか居住形態の方が入ってきたときに、そこに住んでいる人たち全体の中の社会的な関係性をどう維持するかということが大切になります。それがないと、今度その無秩序状態の巨大な構造物が地域社会との関わりの中で、さまざまな都市問題を発生させるというわけです。

もう一つ、タワーマンションだけの問題ではないです。武蔵小杉の問題だけではないです。それは地域社会にとって、7区あると、幸区の問題があって、武蔵小杉の問題があって、川崎市の問題があるように、それぞれのところに問題があって、要素が少しずつ変わってあるわけです。もっと低層とか中層のところでは老朽化したところは、武蔵小杉では想定できませんが、それこそ幽霊病院のようになる可能性だってこれからはあるかもしれない。マンション問題も多様です。そして明らかに政策のターゲット集団が全くわからない状態にある。マンションの総数は大体いくつですか。

阿部部長 カウントしていませんが、たぶん住宅・土地統計調査の結果を見れば、ある程度の推計は出ていると思います。

小島委員 だから、そこからまず始めなければ、政策のターゲット集団が長期的に見ても全く分からない状態というのは、極めて不正常だと思います。だからこの問題は、マンション統治をどう機能させるかというときに、所有者の自治だけでは解決できない。居住者の自治も含めないとマンション統治は完結できない。だけど、最終的な統治責任を担保するのは管理組合だから、その責任をきちんと決めた上で、内部的な統治をどう機能させるか。それは社会的関係性ですから、それをコミュニティと言ってもいいということです。それがないと、今度は地域社会の中でいろいろな問題が起きてくる。エリアマネジメントの問題は、内部的には地域社会の中でのマンション群と地域社会との関係性の中でのエリアマネジメントです。

後藤委員 それはよく分かります。例えば、幽霊マンションみたいなものが発生したら、それは問題ですが、そうならないようにするために、管理組合にしっかり管理しなさいということを今誰も言う権利がないというか、言えないので、言えるようにしよう、シンプルに言えばそうなります。

小島委員 管理組合について東京都が条例できちんとやっているかどうかを報告してくださいと始めた程度です。でも、問題は人のケアと同じで、その状態になってから言っただけ、遅いですよね。いかに管理組合の統治を安定的に推移させていくか。将来を見込みながらどのように統治の形態を変えていくかとか、そういう長期的な視点を持ってやっていただく。このことについては、先ほど言ったように実は自治体はほとんどコミットしていないです。だから、ターゲット集団も分からない。そこはきちんとターゲット集団を把握したときに、後藤先生が言っていたけれど、それが今起きている問題だけではなくて、長期的にどんな都市問題を引き起こしていくかということ、対応しきれなくなってしまうから、今の時点からある程度予測しておかなければいけないです。なぜかという、そういう統治機能を果たせなくなってくるマンションをなるべく少なくしなければいけない。こういうことをファット・テール（稀にしか起きないと考えられていることが、実際には頻繁に起きること）問題と言いますが、一度起きたらとてつもない問題になってしまうということ考えたときには、ターゲット集団を捕捉して、問題構造を予測して、そして、そういうものが起きないように、今からどうやってプリコーション、つまり予防的な対策を、予防政策に基づいてやっていくか。今、問題を起こしているところは先行事例なので、先にやっていくということです。

後藤委員 全く別の切り口の話に変えると、先ほどの話の続きですけど、自治会・町内会はとにかく作った方がいいというスタンスです。管理組合があろうがなかろうが、住んでいる人たちが、管理組合に気兼ねしないで、自分たちで月いくらかでも払って、自分たちで自治組織を作ってお互い見守ればいいのか空き室みたいな、コミュニティ室みたいなところを、これは自治会だか

ら勝手に使わせないという問題があれば、それは問題だと思いました。かつ、タワマンで孤独死が起きていたとして、そのエリアの民生委員さんは実はタワマンに住んでいなくて結構苦労したみたいなことが本当にあるとすれば、それはやっぱりフェアではないと思いました。他方で、(2)みたいなものはあってもいいのではないかと考えています。タワマンはやる気がないから、町内会費の2倍払ってもいいから隣の町内会に入れて、一緒に防災とかやりたいみたいなことがあっても良い、分からないけれど、多分この場合想定しているのは、個人が別の町内会に、隣の町内会に入れてくれみたいなこともあってもいいのかなと思います。

小島委員 それは別に構わないです。本体としてタワーマンションが入りきらないということ。例えば、私は祭りが大好きなので、町内会の神社の祭りが大好きだからそこに入りたいというのは、それは個人の自由の問題だから、構わないです。だから実質的には、町内会と自治会を考えたときに、所有者関係なく、自治会で居住者だけで動くということはまずないです。それは、管理組合の理事かどなたかが自治会との連絡調整役になって動くから、全く別に動くということは考えられないし、想定できないです。だから、先ほど言った区分所有法というのはとても限界がある法律なので、区分所有法の設備と施設の管理という観点から作られた、そういう法律の限界をどこまで超えていけるか。ポイントはそこです。

後藤委員 具体的に、例えば、「今後の取組」の「1」に、集合住宅が資産活動を行う上でコミュニティ活動の効果や課題について、ネットワークとか、マンション組合とは別に立ち上げを支援する手法について検討する、と書いてありますが、具体的にどのようなイメージですか。

小島委員 幸区にヒアリングしたときは、きちんと自治会が機能しているところに住みたい、資産価値が高くなるというか。

阿部部長 良好なコミュニティがあれば資産価値も高くなりますというような売り文句だと思いますが。

小島委員 そうです。売り文句でね。ここのところも、マンション管理組合の人からすると自分たちの資産価値が下がることが一番困るわけです。将来流動的に移動することもできなくなりますから。それは、自己利益と、それから公共の利益が重なる部分でもあるわけです。さっきから言っていますが、「今後の取組」の「1」は、必ずしもマンション管理組合とは別のコミュニティ組織とは限らないということです。つまり、全部自治会を作れということにはならないので、いろいろなパターンがあるということと、それから、自主防はどんなところでもやらざるを得ないので、防災ということをうまく手がかりとしながら、所有者自治を超える居住者自治とのセットの部分はどうやって作っていくのか。

阿部部長 機能別に分任するというお話が先ほどあったので、そういうバリエーションもあるのかなとは思っています。

小島委員 あと明らかに、先ほどの町内会・自治会で言うと、行政依頼事務でこれ

をやってくださいと言われたら、それを受けるのであれば嫌ですと言うに決まっているし、民生委員の問題はおっしゃるとおりで、平場にいたら無理です。もっと言うと、タワーマンションにいる人たちに戸建て住宅の部分を見てと言っても、それは現実には無理だと思います。

後藤委員 よく分かりました。最後、一言だけですが、プラットフォームを作ると言っていますが、まさにこれはプラットフォームで、まちづくり局とかいろいろなものを集めて解くというプラットフォーム論とつなげるべきだと思います。

小島委員 私もそのことは本当にそう思っています。武蔵小杉でも都市計画の野口先生と話していましたが、このことは、総務省の問題と国交省の問題が分離してきたので、住宅政策と連動しない限り解けない。だから、最近はやっと変わってきているけれど、地域振興課はマンション管理組合にアクセスできないか、アクセスするにしても神経を使いながらという及び腰になってしまうというのは典型的です。明らかにマンション問題は、そこをどうやって統合的に、まずは縦割り行政を超えられるかです。だから、行政内部の総合行政というプラットフォームをどう作れるかということ。それから、地域の中でのプラットフォームはいろいろな次元で考えないといけない。武蔵小杉で考えているのは、エリアマネジメントに依存しきれないので、管理組合間のネットワークをきちんと作らないと、管理組合は自分たちがエリマネに見られているからということで責任意識があまりないです。だけど、この武蔵小杉をみんなで共用している、この空間をと意識を持ってもらうことができれば、今ここでやっている政策法務の話も、いろいろなことを学習会でやりやすくなると思います。同時に、今度は戸建て住宅との関わりで、この(2)のモデルは、低層住宅地域にぽつんとあるマンションだったらいいけれども、そうでない場合、(2)の対応は難しいから、(2)は作れなくても、低層住宅地域とタワーマンションの世界をどうやってつなぐかということ、別の次元でまた考えるということです。だから、これはあくまでも理念的なモデルであって、(2)がいいですか(1)がいいですかは言えません。

谷本委員 今のお話の関連で言うならば、一応市民文化局の方でコミュニティ施策ということで転換をしていく以上、先ほど後藤先生が触れられていた、今あるものではなくて、これから開発していくもの。つまり、開発をしていくディベロッパーに対して、どう負担してもらうかということも、どこかで今後の話として触れていく必要が一方であると思っています。それが、例えば今、保育所待機児童が多いから、大規模開発のときはある程度その保育所の場所を提供するという話があると思いますけれど、それがソフトの面で、例えば、コミュニティの醸成に関わる部分にきちんとふたをしていくということ、建てた時だけの話ではなくて、その後、川崎市としては継続的に協力して欲しいということを要綱なりで作っていくということは一方で必要だと思います。今ここで出しているのは、今あるものに対するコミュニティの対応策であって、今後開発をしていくところにはどうするの

かということはないです。

阿部部長 他にも公共的なものについては、指導ではないですけど、任意の協力依頼をしています。

小島委員 要綱だから、それが限界です。当然要綱ですから、そんなえげつないことを今の時代できないです。だけど、それをバラバラの要綱だけではなくて、先ほど申し上げたようにマンション・ガバナンスをどう機能させるかという基本政策があって、その上で、今は国の法律、そのうち法律を作らざるを得なくなるとは思いますけれど、いろいろな問題が起きてきたら、区分所有法以外のものを作らなければ、総務省的な共管法みたいなものを作らなければいけない時代が来るとは思いますけれど、今はそれがないので、政策法務として親になるようなマンション・ガバナンスの法的な根拠を創出しながら、それを動かしていく前提では、要綱ベースでもって、任意でやるという限界があるけれども、その執行レベルでそういうものがいくつかあるという、政策と法的な根拠と動かしていく要綱という、そういう体系性をどこまで作れるかでしょう。

谷本委員 それが一つともう一つ。町内会・自治会を作る話と近い話かもしれませんが、今どうしてもマンション、特に分譲型に関しては、管理組合が主になっていますが、その管理組合全てが全部民主的に運営されているかというところ、そうでもないところも、やはり聞くところによればあります。そうすると、その管理組合としては、自治会組織的なものは、いわゆる住民自治組織はいらないという話になっても、住んでいらっしゃる方の中には、それは賃貸人だけではなくて所有されている方たちの中にも、自治組織を作りたいという話が出てきたときに、行政としてこういうしくみがあります、マンション住民の方たちが自治組織を作ることでも可能ですということが一つコミュニティの施策の中でメッセージとして打ち出していければ、管理組合がなかなか動かなくて自治組織が作れないけれども、何百人もある所帯の中でも数十単位の自治組織をまず作っていきましょう、みたいな動きというのは、サポートできなくはないと思います。大規模なところを一気に動かすというのも、一方ですごく大変なところばかりになってしまうので、もっと小さなところで動けるところはきちんとサポートしますというようなところも、一つメッセージとしてあっていいのかなと思いました。

小島委員 もちろんそれが理想ですが、それをやると、二重統治になったときにどうですか。現実問題として、マンションの中であんな自治会知らないと言われてたら、どうですか。

阿部部長 そうですね。行政がどう責任を負わなければいけないかというところがあります。

小島委員 だから、その可能性は残すけれど、それはマンション管理組合がそういうことは必要なんだという認識を持ってもらうことが基本前提です。

谷本委員 もちろんそれは第一の前提としてあります。

小島委員 二重統治になったときに、マンション内部でもってけんかを始められて

も困るのと、作らせたらずっと責任を追わなければいけなくなってしまう。

谷本委員 作らせる必要はないです。

小島委員 でも、たきつけたでしょと言われるかもしれない。だから、そう言われないようにするためには、まずマンション管理組合にきちんとそういう認識を持ってもらう。その上で、そうやって自治組織が必要だったら、マンション管理組合を超えたようなコミュニティ組織の中で考えていくとか、完結させたようなものを作ると、やっぱり管理組合との兼ね合いが出てくるので、その地域何とか協議会のメンバーとして、どうぞいろいろなことをやってくださいというところであれば別に構わない。いずれにしても、これは全市レベルでやることと、それぞれの地域レベルで解くことというこの二つの目を持たなければいけないと思います。武蔵小杉で解けることと解けないことがあるし、あるいは、幸区でも麻生でも同じだと思います。それぞれの地域レベルで解けることと、上でやらなければいけないことです。最終的には後藤先生の話、僕は言えないですけど、なんでこういうまちをつくるんだということが一番の根本ですよ。容積率をがんがん緩和して、最後は戸建て住宅の人からすれば、このまちづくりはどうする、なんでこんなまちをつかったというのが正直なところの思いです。環境政策の観点からすると、容積率を緩和してあれだけ過剰集積すれば、どんな問題が起きるかというのは予測するべきだったと思います。これは、マンション管理組合ではなくて市がその政策の責任を負わなければいけない。説明責任を負わなければいけないです。武蔵小杉に関わっていて一番苦勞するのはそこです。本当は戸建て住宅地域の皆さん方といろいろなことを議論したいし、いろいろなことをやりたいけれど、でもそこで反発を持っている方々は、そもそもなんでこんな空間を作ったんだという思いがあるわけです。でも、それについて私たちは責任を取れないし、そこをどうやってこれから時間をかけて解いていけるかという、ここが一番の難解ですね。だからもっと言うと、住宅政策の前にこれからの川崎市の都市計画のあり方について、要綱ベースでは限界がありますので、最後に将来に向けて考えていただきたいと思います。

阿部部長 今いただいたご意見の中で、住宅政策的な話もあって、コミュニティ政策の方からどう切り込むかという問題がありますが、コミュニティ政策を考える上では、関係部署にもそこら辺をしっかりと考えていただくということは共有していきたいと思っています。では、いったんここまでのまとめをお願いします。

KGK 佐谷 聞きたいことがあります。先ほどコミュニティの中核的組織の一つに町内会・自治会があるということですが、管理組合はそれに該当しますか。

小島委員 当然これだけの管理組合があれば、区分所有法で言っているコミュニティがどこまでできるかという話を解いて、それとは別の次元でのコミュニティという言葉を使えば、当然所有者の責任を果たさなければいけないということです。

KGK 佐谷 でも、中核的組織の一つにはなるということですね。

小島委員 区分所有でこれだけのマンションがあれば当然です。

阿部部長 実は私、個人的に頭の整理をしたいと思っていて、マンションコミュニティは、地縁による団体の一つのバリエーションで町内会・自治会が縦に集積したと考えることもできるのかなと思っています。本市の特徴としては、そういう住宅形態が多いということがあるので、一般の町内会・自治会とマンションコミュニティを区別する必要はないと思っていますのですが。

谷本委員 それは、住民組織という意味合いだと思います。

小島委員 そこが複雑なのは、戸建て住宅地域には管理組合がないでしょう。

阿部部長 その機能の部分が。

小島委員 機能ではなくて、構造が違うということです。つまり、自治組織の構造が違うということです。だから、戸建て住宅地域の場合には、マンション管理組合というものがありませんが、集合住宅は中に管理組合があって、ただ、そこでできることが法的なグレーゾーンがあり、だからそこ以外をどうするかということがあります。構造が違うから、区別せざるを得ないです。だから、あえて所有者自治と居住者自治と言っているのは、その部分です。この部分が重なってくるわけです。でも、ずれる部分もちろんあるわけです。居住者自治と言える部分については、これは共通で考えればいいです。だけど、所有者自治は戸建て住宅地域の場合には、戸建て住宅とかそれぞれの不動産を所有している人の所有者の責任はありますが、集合住宅の区分所有の責任とはちょっと違います。その違いを分けないといけません。

後藤委員 区分所有の所有者自治と居住者自治と、どちらが上とかそういう議論をすること自体に意味がないかもしれないですけど。

小島委員 当然です。だから先ほど言ったように、当然のことながら所有者自治が最終的な統治責任を果たさなければいけないと言っているのはそれなんです。

後藤委員 居住者自治ではないのですね。

小島委員 構造物だから、統治責任は所有者自治にあります。

後藤委員 今、戸建て住宅でみんな70代、80代になってきて、自分の家の庭木の管理がやりきれなくて、管理しにくくなってきました。Home Owner's Association (HOA) というものがありますが、管理組合を別途つくろうかという議論は結構あります。自治会と、その植木とか植栽の、たぶん緑化協定などしていると思いますが、緑化協定の管理みたいなものは、戸建ての方でも戸建ての維持管理が大変なので、管理組合的なものが欲しいみたいなことがあって、昔、大和さんが建てた時にはそれがあったからみたいなので、取り戻そうかみたいな議論もあります。今の問題提起というか、話題提起です。

小島委員 それは、その場合の管理組合は財産の共同管理ではなくて空間の共同管理ですよ。空間の共同管理で、造園会社をマンション管理会社に管理組合が委託するのと同じ構造でもって、造園会社の空間管理に委ねるということです。

後藤委員 そうです。そうすると、こちらもエレベーターの共有部分の管理の話で

す。

阿部部長 つまり、先ほどの議題 3 でご説明した資料は、それはマンションに居住している住民、居住者自治的な部分にはある程度当てはまるというふうにも思わないといけないということでしょうか。

小島委員 当然です。僕はそこを言ったんです。区別をしないで同じ次元で議論をしないと、先ほどの話のように行政依頼事務の問題は解けないです。マンションの方々にこれをやってねと言ったら、それはみんなノーと言います。つまり、もし仮に行政依頼事務をゼロベースに近いところでも最低限のミニマムのものを残すとなったときに、これは別々の世界というわけにはいかない。こちらの方で戸建て住宅地域にヘビーな行政依頼事務をお願いした状態で自治会を作ったら、これをお願いすることになりますとなれば、誰も作らないですよ。そこは、居住者自治の部分は共通項で見なければいけない。ただ、何でもそうですけれど、居住形態が違えば、例えば、それは山の上に住んでいるのと都市の真ん中に住んでいるのは、居住地が違えばいろいろな自治の形が違うのと同じように、そこの違いは分からなければいけないです。構造的な部分は、居住者自治については共通である。でも、今、後藤先生が言ったこと、実はとても重要なことかもしれない。それは何かというと、コミュニティ問題を考えていくときに福祉の問題はとても重要だけれども、空間管理の問題というのをこれからやっていかなければいけないので、武蔵小杉も見えていますけれども、空間管理の問題というのは実はあります。HOA の知恵というか、それは結構面白いし、戸建て住宅地域の空間管理という観点からのコミュニティ形成というのは、もう一つ今まで議論していなかったポイントだから、ぜひどこかで視野に入れていただきたいです。

阿部部長 ありがとうございます。まとめをお願いします。

KGK 佐谷 一つはマンション・ガバナンスというか、マンションを維持するために、管理組合なりをもう少し支えていくことが必要ではないかというので、その中で、今、管理組合の機能が少し混乱しているところがあるので、そういう部分は連絡組織などで勉強しながらコンセンサスを形成して、管理組合はどこまでできるかということを検討していく必要があると。管理組合はできる部分もあるけれど、その中の役割をいろいろなところに分任していくというもの一つあるのではないかというようなことが出ていました。その中で、そこを行政が入っていくことに対しての疑問というのがあって、それが、その行政が入っていかないとうなるかみたいなことがいろいろ意見としては出ていたところなんです。結局、行政が入るといいう言い方も、コミュニティ政策としてやっていくのか住宅政策も含めてやっていくのかというようなことがあって、それは全体的にやっていく必要があるのではないかという話が出てきました。

小島委員 行政が入るといいう言い方は誤解を与えると思うので、政策の対象としてどう捉えるかということなんです。それが今までなかったということなので。

KGK 佐谷 はい。あと、エリアマネジメントの話はそんなに出てこなかったですね。

小島委員 エリアマネジメントは、それぞれのエリアでもってされていて、1点だけ思ったことがあります。「今後の取組」の「6」で、「市民活動は自由で柔軟な運営を基本とし、行政の関与は少なくすることが望まれることを前提としつつ」と書いてありますが、武蔵小杉でもこれからエリアマネジメントをするときに、単純に市民活動ではやっていけない。どういうことかということ、公園も含めてどんどんPPP（公民が連携して公共サービスの提供を行う体系）に関わる新しい法改正がどんどん動いています。都市公園法が改正されるのか、都市再生法人が動いています。何日かの新聞では、まちづくりの資金を都市再生法人が地域の中でシェア、分配していくようなことも進めていこうということになっています。そのときに、市民活動だけがエリアマネジメントの主体だと捉えてしまうと、住宅地域はそれでいいかもしれませんが、それだけでは済まないケースが出てきます。動いていることを見据えながら、エリアマネジメントの官民協働形態みたいなことをどうやって探求していくか。それはやらなければいけないと思います。実は、アメリカの BID なんかも議論がありましたが、武蔵小杉でそれは少し難しいかもしれないということになっていますが、ニセコなどの観光地圏ではやっていますけれども、そういうエリアマネジメントの組織形態と手法みたいなものは、どんどん動いています。ソーシャルインパクトボンド（行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す成果志向の取組）だとか、どんどん新しいものが動いているので、そこは特に、川崎区と、幸区、中原区、武蔵小杉とか、都市化した中心市街地があるところについては、その形態はきちんとこちらで見てないといけないということです。

（４）市域レベルのコミュニティ施策について

阿部部長 コミュニティ施策を検討するにあたって、地域レベル、区域レベル、市域レベルということで、多分大事なのは地域レベルや区域レベルというところで、どう新しいしくみを作っていくかということだと思いますが、市域レベルにつきましては、新しいしくみというよりは、既存の出資法人が中間支援的な機能を担ってきたということで、その横の連携と、それぞれの出資法人の機能強化といいますか、見直すところは見直す、拡充するところは拡充するというところの機能の問題と考えています。全市レベルについては、市民文化局が所管しております市民自治財団と市民活動センターを中心に資料を用意したということでございます。出資法人に関しては行革委員会の方で谷本先生が議論されていると思いますが、何かご意見はありますでしょうか。

谷本委員 行革委員会の方は、出資法人のあり方をどうこうするというより、出資法人が行う業務について評価をどうするかということが今中心になっているので、この両者の関係で重要になっているところは触れていません。そもそもですが、今やっている市民自治財団とかわさき市民活動センターは立地的に近いですが、両者は日常的に連携を取られている体制なのでしょうか。

日向課長 そんなに連携はしていません。

小島委員 要するに、市民自治財団は町内会・自治会のある特定機能を担うために作られましたが、ある意味法改正でもって、個別に持っている財産管理ができるようになったから、シフトしなければいけない。もっと言うと、ここまで議論してきて、「まちのひろば」だとかプレイスメイキングだとか、そういうことにこの市民自治財団が対応できるのかという話です。つまり、先ほど言ったように、中核的組織かどうか分からないけれど、コミュニティの中の一つの組織としては、ある地域では中核で機能するかもしれない。でも、この地域では全く違うような協議会なり何なりを考えていかなければいけない。つまり、一元的なコミュニティ組織の構造ではない、多元化していったときに、そういう政策に踏み出したときに対応できますかということです。

それから、その中で恐らく、「まちのひろば」的な空間、拠点みたいなものが出てくるでしょう。そういうプレイスメイキングのファシリテーターを派遣できますかという、多分そこだと思います。

今、見ている限りでは、直感的には、執行機能をもったエージェンシー（代理機関）のような機能を外郭団体は持っていません。だから、最後の分野別のところの将来のあり方というのは、もしコミュニティ施策が次の段階で出てきたら、この執行機関というかエージェンシーは、その機能を大きく変えていかざるを得ないということです。そのときに、市民活動センターとか他の関連の団体の機能と、どの程度の重複が見込まれて、それをどちらでもって一元化するか、あるいは分担するかという話です。そういうことが、かわさき市民活動センターの方はよく分からないのですが、市民自治財団の方は明らかにそういうことだと思います。

ただ、あと分かるのは、例えば、ソーシャルビジネスとか、そういったことにこのセンターは対応しているかどうか。ソーシャルビジネスとか。数日前に昔の NPO の仲間と飲んでいたら、世田谷でもってクラウドファンディングで 1000 万円取ってコミュニティ財団つくりましたとか、しなやかにいろいろな動きがあるわけです。だから、1998 年の NPO からの、20 世紀の後半から 21 世紀頭ぐらいでの市民活動を超えたような、新たなダイナミックな動きに、ここが対応できているかどうか。クラウドファンディングの時代に、どうやって資金調達をするとか、そういうことに対応できているかどうか。そこが市民活動もどんどん進化していくので、そこが問われるのではないかなという事は推測できます。

後藤委員 私も同感です。私が事前に質問したのは、市民自治財団はコミュニティ行政の一役を担ってきたのか。また、今後も担うことがあるのかということを知りたかったところでした。見る限りは、ほんの一部は担うかもしれないけれども、あまりコミュニティの課題解決みたいなことについては、この資料だけ見ると口を出さないのかなという気がしました。どちらかという、今ここまでの話もそう、さっきのマンション管理組合の話もそうです。社会的有用性に対しては、有用性というのは負の有用性もあるから、困るとか大変なことになるけれど、そういうところに対して積極的に口を出す権利は公

的にあると思いますが、共同性を維持するみたいな話は、本来口を出しにくいですね。そういうところにまさにこういう財団があるんだから、積極的に行って、それこそ、自治会長さんから、マンションの人たちが自治会に入っていないとかいろいろ言っているわけだから、タワマン問題なんて分かっているわけです。そういうところに行って、じゃあこうしましょう、ああしましょうというようなプロデュース能力を期待するのか。市民活動センターもそうです。中間支援組織と書いてあるから中間だけれど、待っている中間と、攻めて本当に自分で中間をつくっていくような中間は違うはずです。特に、先ほどの中間支援組織の一つと言ったときに、いや、一つでは足りない。かわさき市民活動センターという中核的組織は少なくとも三つぐらい作るくらいの気持ちで動いていくのか。それとも、とりあえず中間で区役所から相談されたり、市民から相談されたり、そうしたら受けますよというスタンスなのか。その中で、この資料でいうと、どちらかという現状維持で、それはそれでいいか悪いかで言えば、私はいいと思います。だとすると、これから積極的にコミュニティの課題やタワマンの問題、市営住宅の問題、行政がすぐには入りにくいようなところに第三セクターとしてぱっと入って、火を起こして耕してきたプロデュース能力を持った組織というのが必要になるのではないかなと思います。だから、第三の組織を立ち上げるか、今ある市民自治財団とかかわさき市民活動センターには、そういう機能を持っていただくか、そのあたりの議論はした方がいいのかなと思いました。

阿部部長 ありがとうございます。

谷本委員 すみません。一応このあと将来的なあり方について検討するということが資料右側に書いてあるので、先ほどお話があったように、コミュニティ施策との関連で市民自治財団にしても市民活動センターにしても、ある程度の見直しに入られるだろうとは思いますが、行革の出資法人に関する話題の時も問題になりましたが、市の方は出資法人だから、ある程度市でコントロールしてともちろんおっしゃるのだけれども、一方で、法人として別な組織を作っている以上、法人のガバナンスの問題もあるわけで、こうやって紙に書いて落としたとしても、例えば、法人の理事会なりで、きちんと方向性を統一しないと、その組織は組織として動いていかないわけなので、そこはきちんとこの後も注意していただきたい。つまり、問題認識をきちんと共有化して、同じ方向に向かって進んでいくんだという前提で見直しを進めていただきたい。

それから、特にかわさき市民活動センターについては、主な事業として、こども文化センターの指定管理事業入っています。市民活動センターと言いながら川崎の特殊なケースで、これまでの立ち上がりの経過から、こういう形になっているんだと思いますが、こども文化センターも活用しながらみたいなことは書いてあるのだけれども、それが、箱としてのこども文化センターの活用の話なのか、今後のコミュニティ施策の中での子どもという対象も含めてどう考えていくのかという、その場所の話だけではなくて、さっきの

小島先生のお話に出た政策対象として、子どもも含めてどうやってコミュニティ施策の中に巻き込んでいくのかというのも変な話ですけど、どうしてもコミュニティというと、高齢者の方たちが中心になりがちですが、子どもも小さな子どもだけではなくて、もう少し年齢層の高い高校生くらいまでを含めて子どもと整理していいでしょうから、そのあたりまでコミュニティ施策として広く網をかけていくのかというところは、私も今答えは出ていませんけれど、指定管理事業として受けている以上は、その扱いをどうしていくのかという整理はどこかで必要になってくると思います。

小島委員 あと、ソーシャルデザインセンターを考えるのであれば、そここの機能をどうやって整理するかということが当然必要になってきます。だから、今でも市民活動センターは区役所との連携強化の一層の促進と書いてありますが、そこにプラス、ソーシャルデザインセンターは何をやるんだということになるから、そこもきちんと整理をしなければいけないと思います。

谷本委員 川崎市は、企業向けに何か対応している財団とか出資法人とかあるのでしょうか。

阿部部長 産業振興財団があります。

谷本委員 先ほどのソーシャルデザインセンターにしていくという話の中で、例えば中小企業を地域の中で巻き込んでいくとなると、今のこの二つの組織では、全く今までのキャパに入っていない組織なので、そこをどう対応していくのかというのがあります。

鹿島担当課長 こども文化センターのお話の中で、今、市がモデル的に取り組んでいる、いこいの家との連携ということがあり、一緒になってイベントだったり世代間交流ができるようにということで進めています。子どもだけに特化するというよりも、少し幅広に見ていかなければいけないと思っています。また、別の視点もあって、いこいの家も指定管理に出していますけれど、対象は社会福祉協議会やNPOが受託しているので、複数の法人との連携ということが出てくるという背景があることはお知らせしておきます。

小島委員 すごい複雑な構造ですね。

阿部部長 これまで積み上げてきたものを一気にいろいろ変えなければいけない。そこをどこからどうしていくか順番を間違えとなかなか難しくなってしまうので、そこはご意見をいただいたように、いろいろな視点から丁寧にやっていきたいと思っています。

小島委員 すみません。現場の皆さん方、何か今日聞いていて、勝手なことを言っているとかまた思われてもあれなので、何かご感想とか聞きたいです。

阿部部長 ご感想など、発言できそうな人はいますか。

小島委員 気を付けなければいけないのは、いろいろなことを空中戦で議論したときに、それは現場にあること、僕も自分の組織のトップを経験して思っていたことは、これがいいだろうと思ってやっていったら、いい仕事はできたけれど、ものすごい現場に負荷をかけてしまったとか、あるいは、現場で工夫していることをそこで切ってしまったとか、そこはとても気を付けなければ

いけない。今日の議論だってそうだと思います。町内会・自治会の問題にしる、マンションの問題にしる、地域振興課がアクセスしにくいと言いましたが、それなりにご尽力されているかもしれない。最終的には、それを動かしていくときには現場が受け取っていくので、それを全部ここで決めていくのではなく、さっき言ったように、町内会・自治会のあるべき姿を、それぞれの町内会・自治会がビジョンを書くのは当たり前だというときに、それぞれの現場の方が今こうした方がいいのではないかというアイデアとか改善とかいうものは、今日のご遠慮されてしゃべらなくても、多分あるはずですよ。それを是非きちんとボトムアップでもって反映していくべきだと思います。

阿部部長 ありがとうございます。それでは、最後の市域レベルのコミュニティ施策のところの整理をお願いします。

KGK 佐谷 執行機関の機能を変える必要があるというようなところで、行政が入り込めないような共同性みたいなところに財団が入り込めるとしたら、そういう組織は必要であるけれど、今の組織でできるのか、第三の組織が必要なのかということと、各組織のガバナンスもあって、そこの方向性を共有していく必要があるということが共通している部分です。市民自治財団については、特に多面的なコミュニティ組織とか、あるいは空間という中で、今の財団で対応できるかという話と、あと市民活動センターの方は、ソーシャルビジネス、あるいはソーシャルデザインというようなところでどこまでやれるか。あるいは、今後できるソーシャルデザインセンターと役割分担ができていくかという話が出ていました。あと、こども文化センターとかいこいの家もやっているなら、その辺りまで広げるかどうかというのも細かい話としては出ていました。以上です。

5. その他

藤井課長 第4回有識者会議の日程についてですが、9月13日（木）15時からで、場所は川崎市第3庁舎15階の第1・2会議室になります。後日、資料を含め、開催通知等を送らせていただきます。また、第5回有識者会議は、10月3日（水）16時からで調整させていただきます。場所等の詳細は追ってご連絡させていただきます。

6 閉会